

郡山市配食サービス活用事業実施要綱

平成 4 年 12 月 1 日制定
平成 7 年 4 月 1 日一部改正
平成 9 年 4 月 1 日一部改正
平成 12 年 6 月 7 日一部改正
平成 14 年 4 月 1 日一部改正
平成 16 年 2 月 6 日一部改正
平成 16 年 4 月 1 日一部改正
平成 18 年 4 月 1 日一部改正
平成 19 年 4 月 1 日一部改正
平成 21 年 5 月 1 日一部改正
平成 23 年 4 月 1 日一部改正
平成 24 年 4 月 1 日一部改正
平成 27 年 3 月 24 日一部改正
平成 28 年 3 月 22 日一部改正
平成 30 年 3 月 29 日一部改正
平成 31 年 2 月 17 日一部改正
令和元年 9 月 18 日一部改正
令和 2 年 9 月 28 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正
令和 5 年 4 月 1 日一部改正
令和 7 年 3 月 28 日一部改正

【保健福祉部地域包括ケア推進課】

(目的)

第 1 条 配食サービス活用事業（以下「事業」という。）は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 4 条、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ハ及び同条第 3 項第 3 号に基づき、在宅の虚弱高齢者等に事業を実施することにより、栄養状態が改善され、要介護状態になること及び重度化を防止するとともに、高齢者に対する見守りを行うことにより、地域における自立した日常生活の支援を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第 2 条 この事業の利用対象者は、本市に住所を有する 65 歳以上の高齢者のうち、在宅にある単身世帯、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者であって、定期的な安否確認を必要とし、第 8 条によるアセスメントに基づき次のいずれかに認められる者とする。

- (1) 心身の疾病（認知機能、視力障害、難治性の疾患等）により、調理困難で食事管理ができない者。ただし、利用することにより廃用症候群（五十肩、変形性膝関節症等）を助長する場合を除く。
- (2) 介護保険法による要支援・要介護認定又は事業対象者確認を受けており、下記に定める要件のいずれかに該当し、栄養改善の観点から配食サービスが必要と認められる者

ア BMI 18.5 未満

イ 介護保険における主治医意見書において、「栄養・食生活」欄の「現在の栄養状態」が「不良」にチェックされている。

ウ 介護保険における主治医意見書において、「現在あるかまたは今後発生の可能性の高い状態とその対処方針」欄の「低栄養」にチェックされている。

エ アセスメントの結果、栄養改善の必要性があると認められる。

(事業内容)

第3条 この事業は、当該事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、昼食の配食を実施するものとし、その際、利用者の安否を確認し、健康状態等に異常等があった場合には、関係機関へ連絡を行うものとする。

2 次に掲げるものは、実施日から除く。

(1) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 市長が必要と認めた日

(委託)

第4条 市長は、利用者、実費負担等の決定を除き、この事業の一部を次に掲げる要件を全て満たし、適切な運営が確保できると認められる事業者（以下「実施事業者」という。）に委託することができる。

(1) 郡山市内に事業所を有し、市内で配食実績があること。

(2) 配食サービスを行うのに衛生的かつ十分な厨房施設及びサービス用の車両等を有していること。

(3) 事業所内に配食サービスの実施を指導・監督する管理責任者並びに調理及び配食の責任者を配置することが可能であること。

(4) 提供する食事は、含まれるエネルギー量、栄養素等及び高齢者等の心身の特性に配慮したものであって、かつ、変化に富んだ献立内容とすることができること。

(5) 安定的かつ継続的に配食サービスを提供できること。

2 地域の実情により地域内に実施事業者がないと認められる場合は、市長は、前項の規定にかかわらず事業の適切な運営が確保できると認められる者に委託することができる。

3 委託を受けようとする者は、飲食店営業、そうざい製造業又は複合型そうざい製造業として食品衛生法（昭和22年法律第233号）に定める営業の許可を受けていなければならない。

4 委託料は、1食あたり490円とし、配食回数を乗じて得た額とする。

(実施事業者の指定)

第5条 委託を受けようとする者は、郡山市配食サービス活用事業実施事業者等受託申出書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 営業許可証の写し

(2) 事業所の概要がわかる書類

(3) 1週間分の献立例

(4) 配達可能エリアがわかる図画

(5) 従業員名簿

(6) 特別食の対応状況が分かる書類

(実施事業者の辞退)

第6条 実施事業者が指定を辞退しようとするときは、辞退しようとする日の1ヶ月前までに郡

山市配食サービス活用事業実施事業者等受託辞退届（第2号様式）を市長に届け出なければならない。

（利用の申請）

第7条 配食サービスを利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、郡山市配食サービス活用事業利用（変更）申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 利用者家族、介護支援専門員、地域包括支援センター職員その他の利用者以外の者（以下、「利用者以外の者」という。）が前項の申請について代行するときは、申請の際に利用者との関係を記載しなければならない。

（アセスメント）

第8条 アセスメントは、配食サービス活用事業アセスメント票（第4号様式）により行うものとする。

2 アセスメントは、前条に定める配食サービス利用申請時及び必要に応じて別表のとおり行うものとする。

（利用の決定及び通知）

第9条 市長は、利用の申請があったときは、その内容を審査し、配食サービスの可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、配食サービスの利用の可否を決定したときは、郡山市配食サービス活用事業利用決定通知書（第5号様式）又は郡山市配食サービス活用事業利用却下通知書（第6号様式）により申請者等に通知するとともに、郡山市配食サービス活用事業利用決定（変更・廃止）依頼書（第7号様式）により必要に応じて申請書写し等を添えて実施事業所の長に通知するものとする。

（利用の変更）

第10条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに郡山市配食サービス活用事業利用（変更）申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 利用者の住所又は氏名に変更があったとき。
- (2) 実施事業所の変更を希望するとき。ただし、変更の単位は原則1ヶ月とする。
- (3) 配食希望回数及び曜日を変更するとき。
- (4) 緊急連絡先に変更があったとき。
- (5) その他の決定内容に変更があったとき。

2 利用者以外の者が前項の申請について代行するときは、申請の際に利用者との関係を記載しなければならない。

3 市長は、第1項に規定する申請があったときは、速やかに郡山市配食サービス活用事業利用決定通知書（第5号様式）により申請者等に通知するとともに、郡山市配食サービス活用事業利用決定（変更・廃止）依頼書（第7号様式）により必要に応じて申請書写し等を添えて実施事業所の長に通知するものとする。

（利用の廃止）

第11条 利用者は、配食サービスの利用を廃止するときは、速やかに郡山市配食サービス活用事業利用廃止届（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 利用者以外の者が前項の届出について代行するときは、届出の際に利用者との関係を記載しなければならない。

3 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、配食サービスの利用を廃止するこ

とができる。

- (1) 利用者が第2条に規定する対象者の要件を欠いたとき。
- (2) 利用者から第1項に規定する届出があったとき。
- (3) 利用者が入院、疾病などにより継続して3か月以上の利用がないとき。
- (4) 利用者が転出したとき。
- (5) 利用者が死亡したとき。

4 市長は、前項の規定により利用を廃止したときは、郡山市配食サービス活用事業利用廃止通知書（第9号様式）により届出者に通知するとともに、郡山市配食サービス活用事業利用決定（変更・廃止）依頼書（第7号様式）により必要に応じて届出書写し等を添えて実施事業所の長に通知するものとする。

5 市長が第3項の廃止事由を利用者等の申出によらず知り得た場合は、職権により廃止することができる。この場合、前項の通知は実施事業所の長にのみ行うものとする。

（実費負担）

第12条 利用者は、配食サービスに係る食材料費及び調理費相当分等の実費として1回当たり450円を負担するものとし、原則として、配食時に実施事業所へ支払わなければならない。

（関係機関との連携）

第13条 市長は、地域包括支援センター、利用者の担当介護支援専門員、民生委員、社会福祉協議会等の関係機関との連携を密にするとともに、ボランティアの協力を得られるよう配慮し、円滑な運営が図られるよう努めるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行日前に旧要綱の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に旧要綱の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和2年9月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第8条関係）

利用者	アセスメントを行う者
①介護保険に係る居宅サービス計画の作成を依頼している者 ②介護保険に係る介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントの作成を、地域包括支援センターから指定居宅介護支援事業者へ委託されている者	居宅サービス計画、介護予防サービス計画または介護予防ケアマネジメントの作成を行う指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員。
上記以外の者	居住地区を担当する郡山市地域包括支援センター職員

介護保険に係る居宅サービス計画、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成を依頼している者と同居し、かつ居宅サービス計画、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成を依頼していない者のアセスメントは、当該同居者の居宅サービス計画、介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントの作成を行う指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員又は居住地区を担当する郡山市地域包括支援センター職員が行う。

第 1 号様式（第 5 条関係）

郡山市配食サービス活用事業実施事業者等受託申出書

年 月 日

郡山市長

住所

事業者名
(事業所名)

代表者名
(電話番号 ー)

郡山市配食サービス活用事業を受託したいので、申し出ます。

第 2 号様式（第 6 条関係）

郡山市配食サービス活用事業実施事業者等受託辞退届

年 月 日

郡山市長

住所

事業者名
(事業所名)

代表者名

郡山市配食サービス活用事業の受託を辞退したいので、届け出ます。

辞退年月日 年 月 日

辞退理由

第3号様式（第7、10条関係）

郡山市配食サービス活用事業利用（変更）申請書

申請日 年 月 日

郡山市長

申請者 住所

氏名 利用者との関係（ ）

電話番号（ ）

次のとおり、郡山市配食サービス活用事業の（利用・変更）を申請します。

利用対象者	住 所	〒 電 話 番 号（ ） 携帯電話番号（ ）			
	フリガナ氏 名		生年月日	年 月 日生（ 歳）	
申請（変更）の理由					
サービス希望事業所					
サービス開始希望日		年 月 日（ ）			
配食希望回数及び曜日		週 回	月	火	水 木 金
緊急連絡先	第 1 通報先	住所	利用者との関係（ ）		
		氏名	電 話 番 号（ ） 携帯電話番号（ ）		
	第 2 通報先	住所	利用者との関係（ ）		
		氏名	電 話 番 号（ ） 携帯電話番号（ ）		

私は、郡山市配食サービス活用事業を利用するために、市が私の介護保険情報を取得すること、及びこの申込書及び配食サービスアセスメント票の記載内容を、サービス事業者に提供することに同意します。

利用者氏名 ⑩ （本人自署の場合は押印不要）

利用者No.	個人コード
--------	-------

備 考	
-----	--

第4号様式（第8条関係）

配食サービス活用事業アセスメント票

【 新規 ・ 継続 】

利用 対 象 者	フリガナ 氏 名	男 女	生年月日	年 月 日				
	介護認定 等の有無	無 ・ 有 [事業対象者・要支援 ()・要介護 ()]・申請中 認定有効期間 年 月 日～ 年 月 日						
	世帯構成	1 ひとり暮らし 2 高齢者のみの世帯 3 その他 ()						
身 体 状 況	視	1 普通		2 弱視		3 全盲		
	聴	1 普通		2 やや難聴		3 難聴		
	言	1 普通		2 少し不自由		3 不自由		
	歩	1 自分で可		2 一部介助		3 全介助		
健 康 状 態	状 態							
	医 療	1 通院 2 往診 ・主 病 名 () ・受診医療機関名 ()						
配食サー ビスを利用する理 由	1 心身の疾病のため調理できない 2 身体機能に障害があり調理できない 3 治療食など適切な食事管理ができない 4 体重低下が著しい等、低栄養のリスクが大きい 5 その他 ()							
特記 事項	(本人や家族の状況、カロリー制限、アレルギー等特筆すべき事項を記入)							
低栄養状 態のリス ク	1 体重が減少している。または、やせすぎている。 2 ごはん、おかずなどを食べる量が減っている。又は、1日2食以下。 3 食べる気力がわからない。食べることが楽しいと感じない。 4 身体を動かさなくなった。 5 食べ物を買いに行ったり、食事の支度をするのを不自由に感じる。							
身長		c m		体重		k g		
利用調整の状況 (該当箇所に○) ※居宅サービス計画 書の添付でも可	サービス種類	日	月	火	水	木	金	土
	配食サービス	/						/
	訪問介護（訪問型サービス）							
	通所介護（通所型サービス）							
	()							
	()							
アセスメント 担当者	記入年月日	年 月 日						
	所 属 名 称							
	氏 名				電 話			

年 月 日

郵便番号

住所

様

郡山市長



郡山市配食サービス活用事業利用決定通知書

郡山市配食サービス活用事業の利用について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

利 用 者 名	
利用開始（変更）日	年 月 日
利 用 曜 日	月 火 水 木 金
利 用 事 業 所	
利 用 料	1 食 円
備 考	

年 月 日

郵便番号

住所

様

郡山市長

㊟

郡山市配食サービス活用事業利用却下通知書

年 月 日付けで申請のあった郡山市配食サービス活用事業の利用については、下記の理由により認められませんので、通知します。

記

利用希望者 氏 名	
却下の理由	

年 月 日

郵便番号
住所
実施事業所

郡山市長 印

郡山市配食サービス活用事業利用決定（変更・廃止）依頼書

このことについて、下記のとおり決定しましたので、依頼します。

記

利 用 者 番 号	
利 用 者 氏 名	
利 用 者 住 所	
利用開始（変更・廃止）日	年 月 日
利 用 曜 日	月 火 水 木 金
備 考	

年 月 日

郡山市配食サービス活用事業利用廃止届

郡山市長

申請者 住所 _____
氏名 _____ 利用者との関係 (_____)
電話番号 _____ (_____)

下記のとおり廃止しますので届け出ます。

記

利用者 住 所 _____
氏 名 _____

廃止の理由

☐ 入院 (医療機関名 _____)
☐ 入所 (施設名 _____)
☐ 家族同居
☐ 転出
☐ 自立
☐ 訪問介護
☐ 通所介護
☐ 死亡
☐ その他 (_____)

廃止日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 (_____)

利用者No.	個人コード
備 考	

年 月 日

郵便番号

住所

様

郡山市長

印

郡山市配食サービス活用事業利用廃止通知書

郡山市配食サービス活用事業の利用については、下記のとおり廃止しましたので、通知します。

記

利 用 者 氏 名	
廃 止 日	
廃 止 理 由	